

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 50 会社法の改正

会社法の一部を改正する法律案（以下、「改正案」という）が11月29日に閣議決定され、同日臨時国会に提出されました。来年の通常国会での成立を目指す可能性が高いです。今回は、改正案の中でも特に注目度の高い項目について、説明します。

1 多重代表訴訟

現行法では、会社の役員等が会社に損害を与えた場合、株主は、役員等に対して責任追及できる「株主代表訴訟」を起こすことができます。

しかし、親会社の株主は子会社の役員等に対して直接、責任追及できないため、グループ全体のコーポレートガバナンスの観点から問題があると言われてきました。

そのため、コーポレートガバナンスの強化などを目的に、改正案では100%子会社の役員が子会社に損害を与えた場合、親会社の株主が子会社の役員等に責任を直接追及できる「多重代表訴訟制度」が新設されています。

2 監査等委員会設置会社の創設

改正案では取締役会が取締役の業務執行を監督する機能を強化するため、監査役会設置会社や委員会設置会社と並ぶ第三の形態として「監査等委員会設置会社」の制度を創設しています。

「監査等委員会設置会社」では、3人以上の取締役（過半数は社外取締役）で構成される「監査等委員会」が監査を担います。

そのため、監査役を置くことはできません。

監査等委員である取締役には、株主総会での選任・解任・報酬等に関する意見陳述権等の権限が与えられます。

現行法の「委員会設置会社」は、「指名委員会等設置会社」という名称に変更されます。

ちなみに、制度創設当初（商法特例法の時代）は、「委員会等設置会社」という名称でしたね。

3 社外取締役、社外監査役の要件の見直し

社外取締役及び社外監査役の要件が厳格化されます。今回は、社外取締役のみ説明します。現行法では、当該会社又はその子会社の業務執行取締役等は、当該会社の社外取締役になることができません。

これに加えて、改正案では親会社の取締役等、兄弟会社の業務執行取締役等、及び当該会社の取締役等の配偶者又は 2 親等内の親族等についても、社外取締役になることができないとされています。

4 社外取締役を置いていない場合の理由の説明

今改正の最大の焦点であった、上場企業への社外取締役の設置義務付けは経済界の反発を受けて見送られ、法施行の 2 年後に、社外取締役を置くことの義務付け等をあらためて検討する旨を附則に盛り込むことに留まりました。

ただし、改正案では代替策として、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）で有価証券報告書を提出しなければならない株式会社が社外取締役を置いていない場合、定時株主総会で社外取締役を置くことが相当でない理由の説明が義務づけられています。

「適任者がみつからないから」では社外取締役を「置けない理由」の説明でしかなく、「置くことが相当でない理由」の説明にはならないのでは、といった議論が法律家の間で行われています。

今後の議論を注視する必要がありますね。

(2013/12/24 号より)